国頭村農業災害対策特別資金利子助成契約書

　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対し国頭村農業災害対策特別資金利子助成金（以下「補助金」という。）を交付することについて、次のとおり国頭村農業災害対策特別資金利子助成契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　甲は、乙が借り受けた次の資金に対し、国頭村農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱（平成　年　月　日国頭村告示第　号。以下「要綱」という。）及び本契約の定めるところにより補助金を交付する。

　(1) 資金名　　　　　　　資金

　(2) 貸付実行日　平成　年　月　日

　(3) 交付決定日　平成　年　月　日　　第　号

第２条　補助金の交付対象期間は、平成　年　月　日から平成　年　月　日の　年間とする。

第３条　乙が毎年1月1日から12月31日までに第１条に定める資金の約定利息（延滞利息を除く。）を支払った場合、甲は約定利息の　割以内に相当する補助金を交付するものとする。

第４条　前条に定める補助金は、　年間で　　円を限度として交付する。

　　【内訳】

　　平成　　年度　　　　　円

　　平成　　年度　　　　　円

　　平成　　年度　　　　　円

平成　　年度　　　　　円

平成　　年度　　　　　円

第５条　乙は、補助金の交付を請求するときは、毎年　月　日までに、交付申請書兼実績報告書（要綱第４号様式）に必要書類を添えて甲に提出する。

第６条　甲は、前条の交付申請書兼実績報告書等を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

第７条　乙は、補助金の交付対象となる期間内において、第１条に定める資金の契約内容等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第８条　甲は、乙が第１条に定める資金を目的以外に使用した場合、又は乙が農業経営を中止した場合は、乙に対する補助金の交付を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が要綱又は本契約の条項に違反したときは、

補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返

還を命ずることができる。

第９条　甲は、必要があると認めたときは、乙に対して必要な報告を求めることができる。

第10条　本契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第11条　本契約に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第12条　この契約書は、２通作成し、甲及び乙において各１通を保有するものとする。

　　　平成　年　月　日

甲　　住　所：

　　　名　称：

乙　　住　所：

　　　名　称：